

場内観測井戸の水質調査結果の概要（採水日：平成14年11月21日）

- ・地下水の水質汚濁に関する環境基準に基づく検査結果
- ・場内設置観測井戸の検査結果。観測井戸はすべて検査用に設置されたもので、生活用水として使用されているものはない。
- ・イー1～イー8の観測井戸はすべて高濃度廃油汚染領域に設置されている。イー9からイー11の観測井戸は事業場の敷地境界に設置されている。

観測井戸名	今回の検査結果	これまでの推移
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・依然として揮発性有機化合物（VOC）汚染がみられ、汚染が著しい地点もある。フッ素が、イ-1,2,4,5,6,9で環境基準超過。（継続監視）イ-1～8では、イ-7以外電気伝導度、塩素イオンとも高い。敷地境界のイ-10でも同様 ・ダイキリン類は 1.6～3.8pg-TEQ/l の範囲で検出。敷地境界での環境基準超過なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・重金属の環境基準超過はヒ素がイ-1で1.8倍(1回)、イ-4で2倍(2回)検出。イ-1,2,4でホウ素又はフッ素が環境基準超過。 ・全体的にVOC汚染がみられ、汚染が著しい地点もある。 ・ダイキリン類は過去に高く検出されていた井戸もあったが、燃え殻の撤去等により低減している。
イー1	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンゼン(4倍)、フッ素(1.4倍)、ダイキリン類(3倍)が環境基準超過、今までの電気伝導度より低い値であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去にヒ素、フッ素、ホウ素がそれぞれ1回ずつ環境基準を超過した。ダイキリン類は測定した2回とも環境基準超過。 ・ベンゼンは常に環境基準超過。電気伝導度が高い。
イー2	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンゼン(2倍)、フッ素(26倍)、ダイキリン類(2.4倍)が環境基準超過。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホウ素が1回環境基準超過。ベンゼンは常に環境基準超過。
イー3	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準超過項目なし。ベンゼン、トルエン、キシレンは検出せず。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンゼン、トルエン、キシレン汚染が継続。他は減少傾向。
イー4	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒ素(2.2倍)、ダイキリン類(3.8倍)が環境基準超過。VOCは検出せず。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トルエン、キシレン汚染が継続。過去にヒ素、ダイキリン類が環境基準超過
イー5	<ul style="list-style-type: none"> ・VOCの環境基準超過なし。フッ素(29倍)、ダイキリン類(2.5倍)が環境基準超過。トルエン(8倍)が指針値超過。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジクロロメタン等5項目で環境基準超過。トルエン、キシレンも指針値超過。H13.8に野積み燃え殻撤去で、ダイキリン類が過去に100倍検出。
イー6	<ul style="list-style-type: none"> ・VOCの基準超過減少。ベンゼン(5倍)、フッ素(12倍)、ダイキリン類(1.6倍)環境基準超過。トルエン、キシレン検出せず。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジクロロメタン等5項目で環境基準超過。トルエン、キシレンも指針値超過。
イー7	<ul style="list-style-type: none"> ・VOC汚染が最もひどく7項目で環境基準超過。主なものはジクロロメタン(10,650倍)、トトラクロエチレン(960倍)ベンゼン(97倍)。トルエン、キシレンは検出せず。 	<ul style="list-style-type: none"> VOC汚染が最もひどく、9～10項目で環境基準超過。
イー8	<ul style="list-style-type: none"> ・VOCは検出されず、環境基準超過項目はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1回目でVOC汚染が確認されていたが、その後減少している。
イー9	<ul style="list-style-type: none"> ・初めてフッ素(1.13倍)が環境基準超過。（継続監視） 	<ul style="list-style-type: none"> ダイキリン類が1回環境基準を1.5倍超過。
イー10	<ul style="list-style-type: none"> 硝酸一亜硝酸性窒素が環境基準超過。(7.2倍) 	<ul style="list-style-type: none"> 硝酸一亜硝酸性窒素が毎回環境基準超過。
イー11	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準超過なし。概ね良好。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去に2回ダイキリン類が環境基準超過(2.5、3.2倍)